

相良村国土強靱化地域計画

令和2年3月

相良村

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	4
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本村の地域特性	5
1 地理的特性	
2 自然環境	
3 本村における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	10
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	13
第5章 計画の推進	13
別紙 資料編	14

はじめに

1 計画策定の趣旨

熊本県内では、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成 11 年の台風 18 号による高潮災害、平成 15 年の県南地域における土砂災害、平成 24 年の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生している。

熊本広域大水害の際には、「被災された方々の痛みを最小化すること」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を掲げ、復旧・復興に取り組んできた。この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか 28 時間の間に、2 度にわたり震度 7 の激しい地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度 7 を 2 度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。

熊本県は、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、熊本地震から 3 ヶ月半後に「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、県地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

今後、本村内において、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「相良村国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

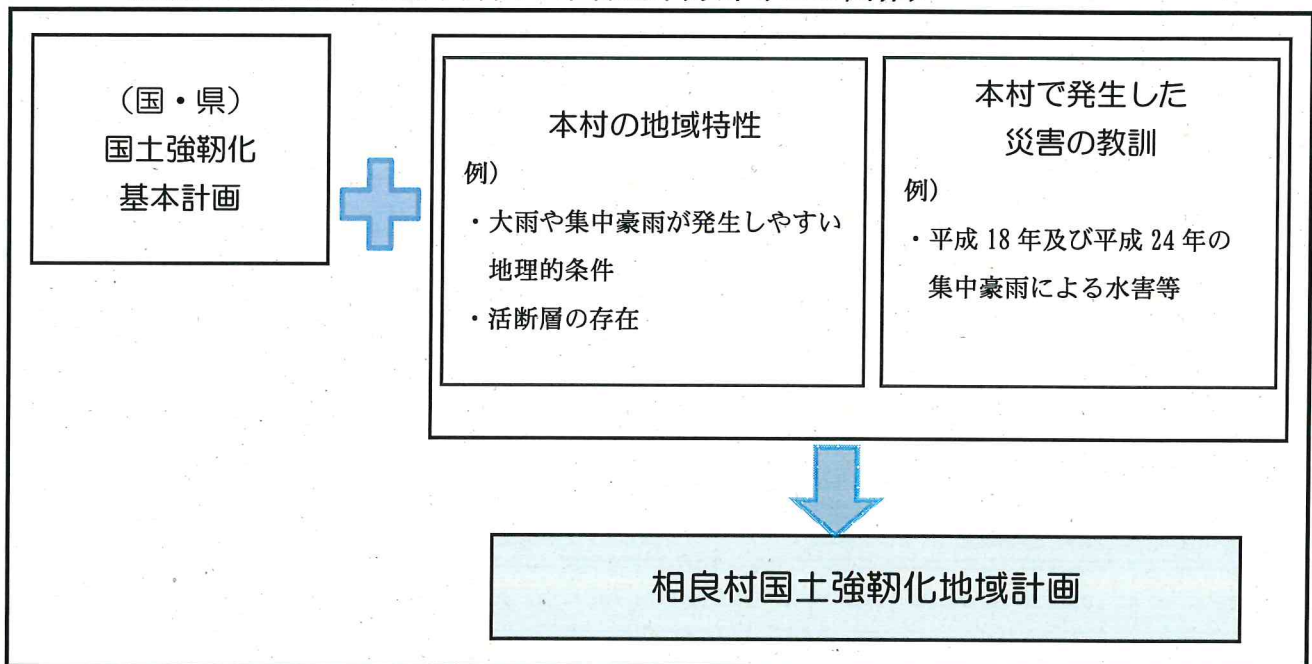
国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本村における国土の強靱化の指針として「相良村国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本村の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された相良村地域防災計画や本村の基本方針である「相良村総合計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

＜策定に当たっての基本計画や本村基本方針等との関係＞



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならずとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本」という熊本の将来像を念頭に置き、相良村が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の6つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 村民の生命を守ること
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 九州を支える防災拠点として機能すること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得た経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 相良村の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成

長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

- ④ 大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。
- ⑤ 九州を支える広域防災拠点として、県境を越える広域的な災害に対応できるような体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 相良村の地域特性

1 地理的特性

相良村は、熊本県南部に位置し、総面積は94.54 km²で山林が占める割合は、約7割となっている。また、球磨川水系の川辺川が北から南へ縦断している。

2 自然環境

(1) 相良村の気候

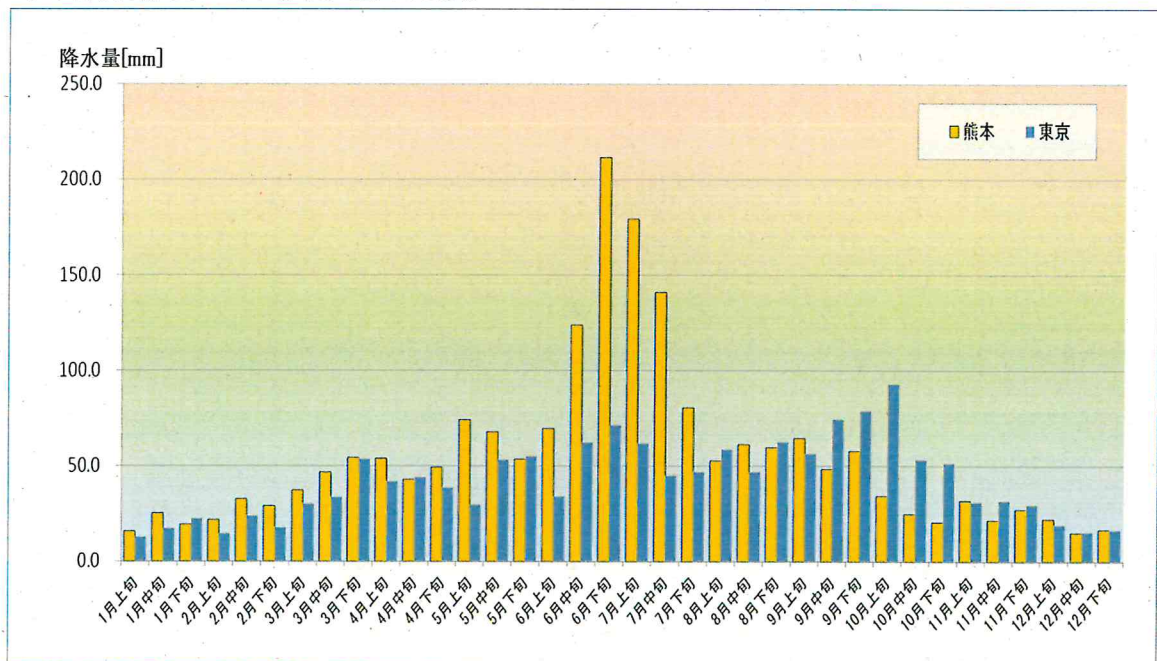
相良村がある球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっている。
(出典：熊本地方気象台)

(2) 相良村の降水量

熊本県は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。

特に、梅雨時期の降水量は多く(6月～7月の2ヵ月間に、年間降水量の約4割が降る)、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

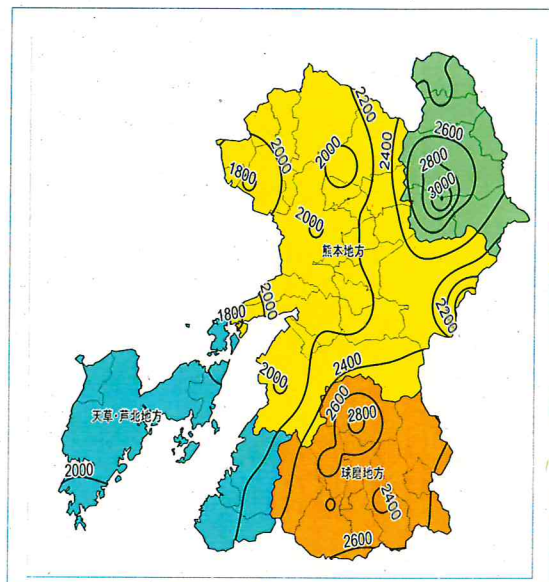
(参考：東京都との年間降水量の比較)



(気象庁資料を参考に県作成)

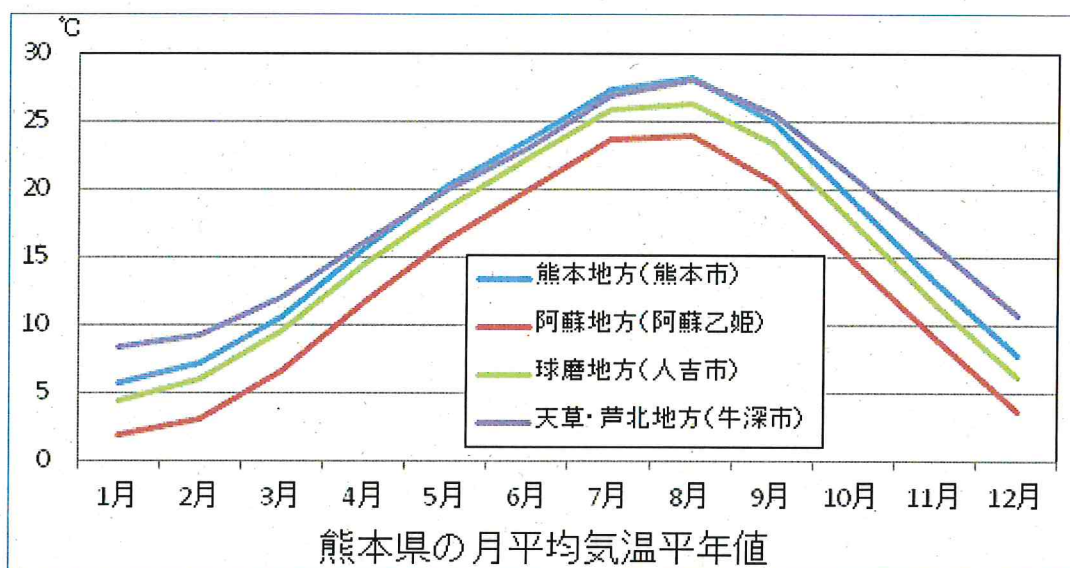
相良村の年間の降水量を見ると、2,800 mmに達している。

(右図) 相良村の年間降水量分布図 単位 (mm)



(3) 相良村の気温

球磨地方の平均気温は13℃～15℃で、夏は涼しいが、冬は寒さが厳しくなっている。



(出典：熊本地方気象台ホームページ)

3 相良村における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大雨による水害

第2章1で示した地理的特性から、熊本県では梅雨時期に大雨が発生することが多い。本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることもある。このような地形により、川辺川、球磨川の上流域で、大雨が降りやすい。

② 台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものである。

【参考1】 県内過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）（熊本県提供）

西暦(和暦)	種類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13 (昭和2)	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水 334戸
1953.6.26～28 (昭和28)	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957.7.26 (昭和32)	豪雨による水害	金峰山系 等	死者183人、全半壊 284戸、浸水10,832戸
1972.7.3～6 (昭和47)	豪雨による水害	天草上島 等	死者123人、全半壊 973戸、浸水37,583戸
1982.7.23～25 (昭和57)	豪雨による水害	県下全域	死者 23人、全半壊 183戸、浸水24,574戸
1984.6.21～7.1 (昭和59)	豪雨による水害	特に五木村	死者 16人、全半壊 6戸、浸水 578戸
1990.6.28～7.3 (平成2)	豪雨による水害	県下全域	死者 17人、全半壊 217戸、浸水 7,563戸
1991.9.27 (平成3)	台風による被害	県下全域	死者 4人、全半壊1,889戸、浸水 24戸
1999.9.23～24 (平成11)	台風による被害	県下全域	死者 16人、全半壊1,818戸、浸水 1,925戸
2003.7.20 (平成15)	豪雨による水害	県南部	死者 19人、全半壊 25戸、浸水 503戸
2012.7.12 (平成24)	豪雨による水害	県下全域	死者 25人、全半壊1,462戸、浸水 582戸
2016.6.19～25 (平成28)	豪雨による水害	県下全域	死者 5人、全半壊 130戸、浸水 645戸

(2) 地震災害

① 県内の活断層

本村に影響を及ぼす主要活断層としては人吉盆地南縁断層が存在し、地震調査研究推進本部地震調査委員会によるとマグニチュード7を超える地震が予測されている。

【参考2】 主要活断層の長期評価（熊本県提供）

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯 (高野一白旗区間)	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/東部)	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/西部)	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府・万年山断層帯 (野稻岳-万年山断層帯)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3% (最大2.6%)
別府・万年山断層帯 (崖平山-亀石山断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

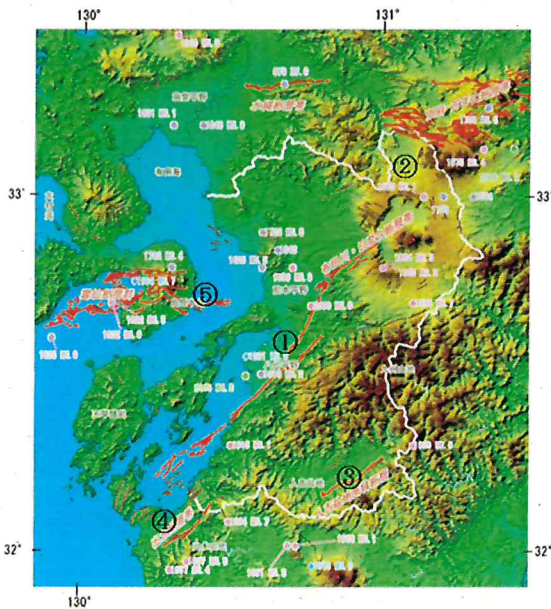
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

【出典：主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)】

[参考3] 熊本周辺の主要活断層（熊本県提供）



- ①布田川・日奈久断層帯
- ②別府・万年山断層帯
- ③人吉盆地南縁断層
- ④出水断層帯
- ⑤雲仙断層群

西暦(和暦)	地域	地震規模	主な被害
744.6.6 (大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5~6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m~20m)
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5(阿蘇山)
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強(菊池市旭志)
2016.4.14 (平成28) [前震](注)	熊本地方	M6.5	人的被害: 死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害: 197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟) (平成29年9月13日時点)
2016.4.16 (平成28) [本震](注)	熊本地方	M7.3	

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

[前震時の震度]	震度7(益城町) 震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)
[本震時の震度]	震度7(益城町、西原村) 震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

[参考4] 熊本県地震・津波被害想定調査結果（熊本県提供）

平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。(平成25年3月)

[対象] 熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] (主な項目を抜粋)

項目 (注1)		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
地震規模 津波高	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	一人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

(注1) 本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3) 布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

第3章 脆弱性評価（※資料編参照）

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本村の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本村の地域特性を考慮し、また、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要であるため、熊本県が設定をした8つの「事前に備えるべき目標」と、49の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	津波・高潮等による多数の死傷者の発生
	1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する	3-1	留置施設からの被収容者の逃亡、職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-4	広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響
	5-5	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-6	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-7	広域防災拠点である阿蘇くまもと空港と天草空港の機能停止
	5-8	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-9	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7	火山噴火による地域社会への甚大な影響
	7-8	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、市町村内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要

であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針（※資料編参照）

本村は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすい。

このような本村における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

第5章 計画の推進（※資料編参照）

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本村の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

別紙 資料編

事前目標 達成の専型	取得	臨時評価結果	【対応方策 (今後必要となる取組:抜粋) 】	取組主体・ 関係機関等	※具休の取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	重要業績指標		担当課
						現状値	目標値	
1-1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模破壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	<p>(住宅の耐震化)</p> <p>1 住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるための体制整備等</p> <p>2 築上完成地の耐震診断、住宅密集地の状況把握の体制整備</p> <p>3 耐震診断等、災害に備えるための体制整備</p> <p>4 避難ブレイカーや防炎扉、住宅用火災警報器等の普及</p> <p>(ガス設備の耐火性の強化)</p> <p>5 耐震性・耐火性を確保したガス管への取組</p> <p>6 LPガス事業者の安全装置の整備等、自主保安活動の促進</p> <p>(家庭・事業所における地震対策)</p> <p>7 家庭用ガス器具の安全対策、地震時の安全確保</p> <p>8 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等</p> <p>(防災訓練の実施)</p> <p>9 初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化</p> <p>10 人事異動前の研修実施、災害対応関係職員との連携体制構築</p> <p>(防災情報の発信)</p> <p>11 防災メール・ホームページの活用及び関係機関による情報伝達体制の構築</p> <p>12 報道関係等との連携体制構築</p> <p>13 県民生活直接支援情報システムやホームページの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制構築</p> <p>(過去の取組や経費の活用)</p> <p>14 デジタルカーナビの整備及び災害情報等の適切な提供等</p> <p>15 交通施設の耐震化や防災対策</p>	<p>① 本県の住宅の耐震化率は国平均を下回っており、大規模地震発生時の被害を軽減するため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>② 大規模地震時の住宅被害に起因する住宅等の倒壊による多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>③ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>④ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑤ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑥ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑦ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑧ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑨ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑩ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑪ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑫ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑬ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑭ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>⑮ 大規模地震時、住宅密集地では地震に付随して同時に火災が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>相良村</p> <p>相良村</p> <p>相良村</p> <p>相良村 業者</p> <p>相良村</p> <p>相良村 警察 消防</p> <p>県 相良村 警察 消防</p> <p>県 相良村</p> <p>県 相良村</p> <p>相良村</p>	<p>住宅・建築物安全ネット形成事業 ①相良村地区・ソフトン等安全強化支援事業 ②相良村戸建て木造住宅耐震改修等事業</p> <p>宅地面積化支援事業(大規模盛土造成地の変動予測調査)</p> <p>未調査7か所</p>	<p>①申請件数1件 ②耐震性が不十分な住宅、全住宅数の55%</p> <p>①申請件数1件 ②耐震性が不十分な住宅、全住宅数の60%</p> <p>2019</p> <p>2022</p> <p>15325クレーンクレーン7</p>	<p>重点項目</p> <p>時点(年度)</p> <p>目標値</p> <p>現状値</p>	

起きている事象の概要	(事象を回避・軽減するための施策の名称)	再発	現状の取組 (事象を回避するための施策の概要)	脆弱性評価結果	対応方策 (今必要となる取組 施策) 【対応方策の概要(推進方針)】	取得主体 関係機関等	個別の事象		重要業績指標		担当課	
							現状値	目標値	時点 (年度)	目標値 (年度)		
1-3 津波・高潮等による多数の死傷者の発生												
1-1再掲			<p>(中消な避難のための避難準備)</p> <p>27. 道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震性、道路標高上げ等の治水対策</p>	<p>○ 道路の水や高潮等による浸水により、多数の死傷者発生するおそれがあるため、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。</p>	<p>○ 道路の水や高潮等による浸水により、多数の死傷者発生するおそれがあるため、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。</p>	相良村					建設課	
1-1再掲			<p>(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)</p> <p>11. Jアラート・アラートの活用及び防災システムによる情報伝達体制の整備</p> <p>12. 報道機関等との連携体制構築</p> <p>13. 県民防災情報システムやメールサービス等の周知、SNSやLINEを活用した情報発信体制整備</p>	<p>○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報を迅速に伝達するため、防災システムによる情報伝達体制の整備が必要である。</p> <p>○ 報道機関等との連携体制構築</p> <p>○ 県民防災情報システムやメールサービス等の周知、SNSやLINEを活用した情報発信体制整備</p>	<p>○ 住民への重要情報や避難情報等の迅速かつ的確な伝達のため、防災システムによる情報伝達体制の整備が必要である。</p> <p>○ 報道機関等との連携体制構築</p> <p>○ 県民防災情報システムやメールサービス等の周知、SNSやLINEを活用した情報発信体制整備</p>	相良村					総務課	
1-1再掲			<p>(避難誘導等の適切な実施)</p> <p>31. 避難誘導等の適切な実施のため、村民への情報提供</p> <p>32. 防災訓練等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発</p>	<p>○ 避難行動の遅れや混乱により死傷者発生するおそれがあることから、村民への適切な情報提供が必要である。</p> <p>○ 防災訓練等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発</p>	<p>○ 村民への重要情報や避難情報等の迅速かつ的確な伝達のため、防災システムによる情報伝達体制の整備が必要である。</p> <p>○ 報道機関等との連携体制構築</p> <p>○ 県民防災情報システムやメールサービス等の周知、SNSやLINEを活用した情報発信体制整備</p>	相良村					総務課	
1-1再掲			<p>(迅速な避難のための体制整備)</p> <p>34. 住民への避難情報の伝達体制の充実・強化</p> <p>35. 本村における防災マップ作成の促進、防災訓練や避難等を通じた意識啓発等</p>	<p>○ 洪水等による浸水時の危険、冷水や避難行動の遅れにより多数の死傷者発生するおそれがあることから、住民への迅速な避難情報を伝達する必要がある。</p>	<p>○ 住民への重要情報や避難情報等の迅速かつ的確な伝達のため、防災システムによる情報伝達体制の整備が必要である。</p> <p>○ 報道機関等との連携体制構築</p> <p>○ 県民防災情報システムやメールサービス等の周知、SNSやLINEを活用した情報発信体制整備</p>	相良村					総務課	
1-1再掲			<p>(災害対応タイムラインによる対応体制の整備)</p> <p>38. 熊本県災害タイムラインを活用した訓練等の実施</p>	<p>○ 大雨・台風等、事前予測可能な災害においても、対応の遅れや混乱により人的被害が拡大するおそれがあることから、被害発生時に迅速かつ適切な対応ができる体制を整備する必要がある。</p>	<p>○ 熊本県災害タイムラインを活用した訓練等の実施</p>	相良村					総務課	
1-1再掲			<p>(災害対応業務の精選化・共有化)</p> <p>37. 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備</p>	<p>○ 災害対応において、関係機関の連携体制や連絡方法の違いにより、対応の遅れや混乱が生じるおそれがあることから、関係機関が連携して迅速な災害対応ができる体制を整備する必要がある。</p>	<p>○ 関係機関が連携して災害対応を行うためのタイムライン整備</p>	相良村					総務課	
1-1再掲			<p>(防災訓練の実施)</p> <p>39. 初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の周知や関係機関の連携強化</p> <p>39. 人事異動前の研修実施、災害対応協議会員の参加体制構築</p>	<p>○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各担当の対応を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の周知や関係機関の連携強化</p>	<p>○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各担当の対応を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の周知や関係機関の連携強化</p>	相良村					総務課	

期別 1-4	起きている ならぬ 原因の事象	【(事象を回避する)ための施策の名称】 【(事象を回避するための施策の概要)】 【(事象を回避するための施策の概要)】	再発	脆弱性評価結果	【対応方策 (今後必要となる取組・施策)】 【対応方策の概要(推進方針)】	取組主体、 関係機関等	個別の事象		重要業績指標		重点 項目	担当課
							現状	課題	現状	目標値		
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	<p>【(事象を回避するための施策の名称)】</p> <p>【(事象を回避するための施策の概要)】</p> <p>【(事象を回避するための施策の概要)】</p>			<p>【対応方策 (今後必要となる取組・施策)】 【対応方策の概要(推進方針)】</p>							
	<p>40 浸水被害防止のための河川整備等、ハード対策の重点実施</p> <p>41 雨量や河川水位等の情報提供、相良村でのハザードマップ作成</p> <p>(河川整備等の進捗状況)</p> <p>42 浸水の発生時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れ、多量の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。</p> <p>43 台風の来襲時、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや対応が不十分となるおそれがあることから、浸水時の対応を迅速に実施し、被害の拡大を抑制し、被害者の救済を図る必要がある。</p> <p>44 大雨、台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや対応が不十分となるおそれがあることから、浸水時の対応を迅速に実施し、被害者の救済を図る必要がある。</p> <p>45 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築</p> <p>46 危険が予測される前、関係機関等と連携する「事前予測」の整備</p> <p>47 「アラート」・「アラート」の活用及び「アラート」による情報伝達体制の構築</p> <p>48 関係機関等との連携体制構築</p> <p>49 県統合型防災情報システムやメールサービス等の活用による情報伝達体制構築</p>	<p>○ 本規模風水害等の河川は、河川整備等により、浸水被害を軽減するおそれがあることから、河川整備等の重点実施を図る。</p> <p>○ 雨量や河川水位等の情報提供、相良村でのハザードマップ作成を行う。</p> <p>○ 浸水の発生時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れ、多量の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。</p> <p>○ 台風の来襲時、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや対応が不十分となるおそれがあることから、浸水時の対応を迅速に実施し、被害者の救済を図る必要がある。</p> <p>○ 大雨、台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや対応が不十分となるおそれがあることから、浸水時の対応を迅速に実施し、被害者の救済を図る必要がある。</p> <p>○ 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 危険が予測される前、関係機関等と連携する「事前予測」の整備を行う。</p> <p>○ 「アラート」・「アラート」の活用及び「アラート」による情報伝達体制の構築を行う。</p> <p>○ 関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 県統合型防災情報システムやメールサービス等の活用による情報伝達体制構築を行う。</p>	相良村	<p>① 100%</p> <p>② 100%</p> <p>③ 100%</p> <p>④ 100%</p> <p>⑤ 100%</p> <p>⑥ 100%</p> <p>⑦ 100%</p> <p>⑧ 100%</p> <p>⑨ 100%</p> <p>⑩ 100%</p>			建設課 総務課					
	<p>31 避難勧告等の適切な発令のため、村民への情報提供</p> <p>32 防災訓練等による避難情報の意味や重要性の周知、啓発</p> <p>(避難勧告等の適切な発令)</p> <p>33 避難勧告等の適切な発令のため、村民への情報提供</p> <p>34 防災訓練等による避難情報の意味や重要性の周知、啓発</p> <p>35 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築</p> <p>36 危険が予測される前、関係機関等と連携する「事前予測」の整備</p> <p>37 「アラート」・「アラート」の活用及び「アラート」による情報伝達体制の構築</p> <p>38 関係機関等との連携体制構築</p> <p>39 県統合型防災情報システムやメールサービス等の活用による情報伝達体制構築</p>	<p>○ 避難勧告等の適切な発令のため、村民への情報提供を行う。</p> <p>○ 防災訓練等による避難情報の意味や重要性の周知、啓発を行う。</p> <p>○ 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 危険が予測される前、関係機関等と連携する「事前予測」の整備を行う。</p> <p>○ 「アラート」・「アラート」の活用及び「アラート」による情報伝達体制の構築を行う。</p> <p>○ 関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 県統合型防災情報システムやメールサービス等の活用による情報伝達体制構築を行う。</p>	相良村	<p>① 100%</p> <p>② 0%</p> <p>③ 10%</p> <p>④ 100%</p> <p>⑤ 0%</p> <p>⑥ 0%</p> <p>⑦ 90%</p> <p>⑧ 0%</p> <p>⑨ 5%</p> <p>⑩ 100%</p>	H80	R10	建設課					
	<p>47 「アラート」・「アラート」の活用及び「アラート」による情報伝達体制の構築</p> <p>48 関係機関等との連携体制構築</p> <p>49 県統合型防災情報システムやメールサービス等の活用による情報伝達体制構築</p>	<p>○ 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 危険が予測される前、関係機関等と連携する「事前予測」の整備を行う。</p> <p>○ 「アラート」・「アラート」の活用及び「アラート」による情報伝達体制の構築を行う。</p> <p>○ 関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 県統合型防災情報システムやメールサービス等の活用による情報伝達体制構築を行う。</p>	相良村			建設課						
	<p>50 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築</p> <p>51 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築</p> <p>52 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築</p>	<p>○ 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 危険が予測される前、関係機関等と連携する「事前予測」の整備を行う。</p> <p>○ 「アラート」・「アラート」の活用及び「アラート」による情報伝達体制の構築を行う。</p> <p>○ 関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 県統合型防災情報システムやメールサービス等の活用による情報伝達体制構築を行う。</p>	相良村			建設課						
	<p>53 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築</p> <p>54 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築</p> <p>55 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築</p>	<p>○ 関係機関が迅速に連携して対応するための関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 危険が予測される前、関係機関等と連携する「事前予測」の整備を行う。</p> <p>○ 「アラート」・「アラート」の活用及び「アラート」による情報伝達体制の構築を行う。</p> <p>○ 関係機関等との連携体制構築を行う。</p> <p>○ 県統合型防災情報システムやメールサービス等の活用による情報伝達体制構築を行う。</p>	相良村			建設課						

実施すべき目標	起きている見えない原因の事型	(事態を回避するするための施策の名称)	再発	脆弱性評価結果	【対応方策の概要(推進方針)】	取得主体、関係機関等	個別の事案		重要業績指標		担当課
							※真体の取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	現状値	目標値	時点(年度)	
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態										
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる										
		(登山者情報の把握の推進) 56 登山部の提出に係る取組機能		○ 災害発生時の空回距離と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山部の提出について周知徹底を図る。		相良村					総務課
		(山岳・土砂災害対策の推進) 57 治山施設や保木林・砂防施設等の早期完了等 58 土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る		○ 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山施設や保木林・砂防施設等の早期完了を図る。 ○ 土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。		相良村					産業振興課 建設課
		(災害対応業務の標準化・共有化) 59 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	1-1再掲	○ 災害対応において、関係機関の組織体制や連携方法の違いにより、対応に遅延が生じかねないおそれがあることから、関係機関が連携して進捗する災害対応の体制を構築する必要があり		相良村					総務課
		(防災訓練の実施) 60 初期対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化 61 人事異動前の研修実施、災害対応関係職員の手帳整備等	1-1再掲	○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で、個々の対応が確実に行われていないおそれがあることから、災害対応業務の習熟を高める必要がある。 ○ 常時、災害対応業務を円滑に実行できるように、人事異動前の研修実施や、災害対応関係職員など災害対応を担った職員の参事体制等を整備する。		相良村					総務課

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	(事態を回避するための施策の名称) 現在の取組 (事態を回避するための施策の概要)	再発 再発	脆弱性評価結果 脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組 施策) 【対応方策の概要(推進方針)】	取組主体・関係機関等 ※具体的取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	重要業績指標 現状値 目標値 時点(年度) 時点(年度)	重点項目 重点項目	担当課 担当課
-------------------------------------	--------------------------------------------------------	----------	--------------------	-------------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------------	--------------	------------

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	(事態を回避するための施策の名称) 現在の取組 (事態を回避するための施策の概要)	再発 再発	(食料や事業所における備蓄の状況) 77 避難先において、食料・飲料水等の備蓄の状況 78 県・本市で食料や飲料水の備蓄確保	○ 大規模災害時、電気がガス、水道などのライフラインの停止、商業施設の閉鎖による食料の供給が十分に供給されず、一定の時間を必要とする。被災直後は食料・飲料水の確保が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食料や飲料水の供給が十分に供給されず、一定の時間を必要とする。被災直後は食料・飲料水の確保が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	相良村 相良村 相良村 相良村	0%	100%	R2	建設課
			(県・本市での備蓄の状況) 79 県・本市で食料や飲料水の備蓄確保	○ 大規模災害時、道路寸断等により被災地から長期にわたる物資の供給が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	○ 大規模災害時、道路寸断等により被災地から長期にわたる物資の供給が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	相良村	0%	100%	建設課	
			(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 79 民間企業等との食料供給等に関する協定の締結、関係機関との連携の実施	【民間企業・施設等と連携した食料等の供給体制の整備】 ○ 大規模災害時、電気がガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が倒壊することにより被災地での物資供給が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	○ 大規模災害時、電気がガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が倒壊することにより被災地での物資供給が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	相良村 相良村 相良村	0%	100%	建設課	
			(県内・県外からの応援物資の確保・供給体制の整備) 80 「九州・山口」県外応援物資確保等による供給体制の整備、強化	○ 大規模災害時、県内・県外からの応援物資の確保が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	○ 大規模災害時、県内・県外からの応援物資の確保が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	相良村	0%	100%	建設課	
			(国のプロジェクト型支援等を通じた物資供給体制の整備) 81 物資供給拠点から各避難所への物資供給体制の整備	○ 大規模災害時、物資供給拠点から各避難所への物資供給体制の整備が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	○ 大規模災害時、物資供給拠点から各避難所への物資供給体制の整備が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	相良村	0%	100%	建設課	
			(簡易水道施設の簡便化等) 82 簡易水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設の簡便化	○ 大規模災害時、簡易水道施設の簡便化による水道施設の簡便化が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	○ 大規模災害時、簡易水道施設の簡便化による水道施設の簡便化が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	相良村	0%	100%	建設課	
			(医薬品・医療機器等の確保対策) 83 備蓄高目の適正な保管管理、供給体制の確保等	○ 大規模災害時、医薬品・医療機器等の確保が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	○ 大規模災害時、医薬品・医療機器等の確保が困難な状況がある。食料や飲料水の確保を必要とする。	相良村	0%	100%	建設課	
			(物資輸送ルートへの復旧に向けた支援策) 85 相良村を結ぶ道路の整備及び維持管理、更新、橋梁等の簡便化、道路空間の整備	○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止する。被災直後は食料や飲料水の確保を必要とする。	○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止する。被災直後は食料や飲料水の確保を必要とする。	相良村	0%	100%	建設課	

大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

期に あ ら ず の 事 業 目 録	記号は ならぬ もの を 示 す	(事業を回遊するための施策の名称)		実施時期	再掲	脆弱性評価結果		【対応方策 の概要(推進方針)】 (今後必要となる取組(施策))	取組主体、 関係機関等	個別の事案		重要業績指標		担当課	
		取組内容	取組の概要			現状値	目標値			時点 (年度)	時点 (年度)	現状値	目標値		
2-2		避難所の回遊を促進するための施策(名称)				脆弱性評価結果									
		現在の取組 (事業を回遊するための施策の概要)				脆弱性評価結果									
<p>避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺</p>															
		(指定避難場所等の取組)	(指定避難場所等の取組)												
		88 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	88 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。					○ 多数の避難者の受け入れが可能なよう、村において指定避難場所を含めた指定避難場所の体制整備を図る。	県 相良村	介護・障害の支援が必要なが、避難場所として対応可能な施設であることが重要となるため、村内の福祉施設との協力体制を整える必要がある。指定避難場所の指定を勧める。	2	H31	5	R2	総務課 保健福祉課
		89 指定避難場所の耐震化、各種トイレの整備等	89 指定避難場所の耐震化、各種トイレの整備等					○ 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難場所を確保するため、村が避難所等として指定する施設については、非指定避難所も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸等)、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。	県 相良村						総務課 保健福祉課 教育委員会
		(指定避難場所等の取組)	(指定避難場所等の取組)					○ 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所等の指定避難所の体制整備を図る。	県 相良村	福祉避難所については日頃からとの避難所へ移行はよいため対応しておく必要がある。受け入れ可能な状態の人であるのか確認して必要がある。					総務課 保健福祉課
		(避難所運営体制の構築)	(避難所運営体制の構築)					○ 原形復旧への支援、ボランティアの確保など多様な視点から指定避難所や福祉避難所等が行われるよう、自主防災組織やボランティア等との連携を推進した避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等を実施する。	県 相良村 事業所等	避難所でマニュアルの作成検討中					総務課 保健福祉課 教育委員会
		91 避難所運営マニュアルの作成や、研修・訓練等の取組み支援	91 避難所運営マニュアルの作成や、研修・訓練等の取組み支援					○ 避難所において、震中や被災直後の発生を防ぐため、災害時における感染症、食中毒やトイレの汚染防止、そのほかの衛生管理など、専門職員の支援に取り組む。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		92 公共施設等における防災の安全性の確認方法及び被災者の避難を想定した対応体制の整備	92 公共施設等における防災の安全性の確認方法及び被災者の避難を想定した対応体制の整備					○ 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不安定な避難者及び高齢者に対するケア・食料支援指導等を実施するための体制を整備する。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		(避難所等の取組)	(避難所等の取組)					○ 避難所において、震中や被災直後の発生を防ぐため、災害時における感染症、食中毒やトイレの汚染防止、そのほかの衛生管理など、専門職員の支援に取り組む。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		94 高齢者の生活不安定な避難者対策及び避難者に対するケア・食料支援指導等を実施	94 高齢者の生活不安定な避難者対策及び避難者に対するケア・食料支援指導等を実施					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		(指定避難場所等の取組)	(指定避難場所等の取組)					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		95 福祉避難所運営に関するマニュアル作成や、研修・訓練等の取組支援	95 福祉避難所運営に関するマニュアル作成や、研修・訓練等の取組支援					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		(指定避難場所等の取組)	(指定避難場所等の取組)					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		96 熊本DCATの火警時の体制整備、研修や実践訓練	96 熊本DCATの火警時の体制整備、研修や実践訓練					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		(指定避難場所以外の被災者の把握体制)	(指定避難場所以外の被災者の把握体制)					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		97 指定避難場所以外の避難者や車中泊者等の把握と情報や物資の提供体制整備	97 指定避難場所以外の避難者や車中泊者等の把握と情報や物資の提供体制整備					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		(Eコマースを活用した取組)	(Eコマースを活用した取組)					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		98 Eコマースを活用した取組	98 Eコマースを活用した取組					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所等						保健福祉課
		(災害時の活動拠点等の整備)	(災害時の活動拠点等の整備)					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所	茶通川の防災機能強化に向けた整備のため、以下の施策を活用し、事業所等と連携して整備する。					産業振興課
		99 茶通川の防災機能強化に向けた整備	99 茶通川の防災機能強化に向けた整備					○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、指定避難場所が被災や被災による避難しにくい生活環境となり、平時から体制を整備する必要がある。	県 相良村 事業所	茶通川の防災機能強化に向けた整備のため、以下の施策を活用し、事業所等と連携して整備する。					産業振興課

実施するべき目標	取組内容	実施主体・関係機関等	重要業績指標		担当課
			現状値	目標値	
2-3	<p>(事業を回遊させるための施策の名称)</p> <p>現在の取組 (事業を回遊させるための施策の概要)</p> <p>再掲</p> <p>脆弱性評価結果</p> <p>対応方策 (今後の必要となる取組・施策) 【対応方策の概要(推進方針)】</p>	<p>個別の事業 ※具体的取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】</p>	<p>時点 (年度)</p>	<p>時点 (年度)</p>	<p>重点項目</p>
2	<p>多岐かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>	<p>相良村</p>	<p>相良村</p>	<p>相良村</p>	<p>総務課</p>
100	<p>(孤立集落に対する取組)</p> <p>100 孤立集落発生時の対応手順の確立・情報伝達体制構築等</p>	<p>○ 大規模災害発生に際しては、孤立集落発生が想定される地域や孤立集落発生が想定される地域に隣接する地域において、孤立集落発生時の対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資供給等の確保、防災訓練等を実施し、孤立集落発生時の対応手順を確立する。</p>	<p>○ 互換物の円滑な流通や避難者の緊急輸送を可能とするため、県や村、関係機関等において、孤立集落発生時の対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資供給等の確保、防災訓練等を実施し、孤立集落発生時の対応手順を確立する。</p>	<p>相良村 相良村等</p>	<p>総務課</p>
101	<p>(防災訓練の充実)</p> <p>101 ヘリ機体活用、通信体制の充実</p>	<p>○ 多岐かつ長期にわたる孤立集落発生に際しては、孤立集落発生が想定される地域や孤立集落発生が想定される地域に隣接する地域において、孤立集落発生時の対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資供給等の確保、防災訓練等を実施し、孤立集落発生時の対応手順を確立する。</p>	<p>○ ヘリコプターによる迅速かつ効率的な救助活動を展開するため、熊本県防災訓練センター及び熊本県消防ヘリコプター隊との連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>相良村</p>	<p>総務課 消防</p>
103	<p>(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)</p> <p>103 県内各地域や集落間を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、集落等の防災化</p>	<p>○ 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の整備・更新、集落等の防災化を図る必要がある。</p>	<p>○ 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、県内各地域や集落間を結ぶ道路(県道、市道等を含む)の計画的な整備を進めるとともに、集落等の防災化、計画的な維持管理・更新を実施する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。</p>	<p>相良村</p>	<p>産業振興課 建設課</p>
104	<p>(防災訓練等への取組)</p> <p>104 自立・分散型エネルギーの導入</p>	<p>○ 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶するおそれがあるため、自立・分散型エネルギーの導入を図る必要がある。</p>	<p>○ 大規模災害時、電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合は、自立型エネルギーや蓄電池、太陽電池等を活用し、自立型エネルギーの導入を図る。</p>	<p>相良村</p>	<p>総務課 産業振興課</p>
105	<p>(自主防災組織の活動の強化)</p> <p>105 消防団等自主防災組織との平時の連携を通じた力の見える関係の構築等</p>	<p>(自主防災組織の活動の強化)</p> <p>○ 大規模災害時、行旅の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災活動期間中の対応などの対応に時間がかかり、人的被害が拡大するおそれがあることから、消防団員から消防団員等による自主防災組織の構築・維持管理、中山間地域において自主防災組織の構築に向けた対応を図る必要がある。</p>	<p>○ 自主防災組織が村や消防団と連携し、平時の活動を通じて、関係機関との連携を構築するとともに、災害時の対応、災害訓練等を実施する。</p>	<p>相良村</p>	<p>総務課</p>
106	<p>(地域コミュニティの構築)</p> <p>106 地域の共同体強化のためのコミュニティ・センターの整備</p>	<p>(地域コミュニティの構築)</p> <p>○ 地域コミュニティの構築により、孤立集落発生時の対応に協力し、孤立集落発生時の対応に協力し、孤立集落発生時の対応に協力する必要がある。</p>	<p>○ 地域コミュニティの構築により、孤立集落発生時の対応に協力し、孤立集落発生時の対応に協力する必要がある。</p>	<p>相良村</p>	<p>総務課</p>
107	<p>(山岳・土砂災害対策の推進)</p> <p>107 山岳避難や安林・砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等早期指定完了等</p>	<p>(孤立集落発生時の取組)</p> <p>○ 孤立集落発生時の対応に協力し、孤立集落発生時の対応に協力する必要がある。</p>	<p>○ 山岳避難や安林・砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等早期指定完了等を実施し、孤立集落発生時の対応に協力する必要がある。</p>	<p>相良村</p>	<p>産業振興課 建設課</p>
108	<p>(備蓄用排水施設の更新整備及び保全管理)</p> <p>108 備蓄用排水施設の更新整備及び保全管理</p>	<p>(備蓄用排水施設の更新整備及び保全管理)</p> <p>○ 備蓄用排水施設の更新整備を実施し、孤立集落発生時の対応に協力する必要がある。</p>	<p>○ 備蓄用排水施設の更新整備を実施し、孤立集落発生時の対応に協力する必要がある。</p>	<p>相良村 事業所</p>	<p>産業振興課 建設課</p>

多岐かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

期日・開催 場所・実施 担当者 備考	内容	実施状況 再掲	達成評価結果		【対応方策の概要(推進方針)】 (今後必要とされる取組・施策)	取得主体・関係機関等	個別の事実		重点業務目標 時点(年度)	重点業務目標 時点(年度)	担当課	
			達成率	達成率			※具体の取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	現状値				目標値
2-4 2 2-4	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む) 自衛隊 警察 消防 海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足・支援ルートのない絶による救助・救急活動の麻痺										総務課	
	(消防施設の耐災性の強化) 109 非消防施設の耐災化、非消防用電源設備の整備促進等				○ 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、計画における必要が確認されるおそれがあること、被災時における救助・救急活動の円滑化を図るため、消防施設の耐災性を強化する必要がある。 ○ 大規模災害時、消防施設が被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあること、被災時における救助・救急活動の円滑化を図るため、消防施設の耐災性を強化する必要がある。	県 相良村					総務課	
	(消防の災害対応能力の強化) 110 人員確保及び資機材等の充実、要救助時隊員の確保促進				○ 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあること、被災時における救助・救急活動の円滑化を図るため、消防施設の耐災性を強化する必要がある。	県 相良村					総務課	
	(県内消防応援体制の活用) 111 県内消防相互応援促進計画に基づいた相互応援体制づくり				○ 被災地での十分な救助・救急、消火活動が行えないおそれがあることから、県内の他消防本部からの応援体制の促進、充実を行う必要がある。	県 相良村					総務課	
	(自衛隊、警察、消防、海保等の協力)からの応援体制の導入体制の整備 113 県外からの応援部隊の要入体制の整備、応援隊と応援隊の事前の連携・調整のルール化や訓練等				○ 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあること、被災時における救助・救急活動の円滑化を図るため、消防施設の耐災性を強化する必要がある。 ○ 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあること、被災時における救助・救急活動の円滑化を図るため、消防施設の耐災性を強化する必要がある。	県 相良村					総務課	
	(災害対応業務の効率化・共有) 116 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等				○ 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあること、被災時における救助・救急活動の円滑化を図るため、消防施設の耐災性を強化する必要がある。 ○ 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあること、被災時における救助・救急活動の円滑化を図るため、消防施設の耐災性を強化する必要がある。	県 相良村					総務課	
	(消防団における人員、資機材の整備促進) 117 消防団活動に対する企業等の関係促進、消防団員の確保・支援政策 118 消防団の資機材の整備促進				○ 災害対応において、関係機関の組織体制や連携体制の構築により円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を整備する必要がある。 ○ 消防本部は人員が限られ、複数箇所での同時発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の消防力強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。 ○ 消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。 ○ 消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。	県 相良村 事業所						総務課
	(国王防災組織の活動の強化) 119 国王防災組織と村や消防団等の平時の活動を連携した活動の見える化等の促進等				○ 大規模災害時、行政の災害対応能力を強化するため、国王防災組織と連携した活動の見える化を図る必要がある。 ○ 大規模災害時、行政の災害対応能力を強化するため、国王防災組織と連携した活動の見える化を図る必要がある。	県 相良村 事業所					総務課	

期に 備える べき 目標	事業を 推進する ための施策の名称	現在の取組 (事業を推進するための施策の概要)	再掲	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組、施策)	取組主体 関係機関等	事業業績指標			担当課		
							現状値	時点 (年度)	目標値		時点 (年度)	目標値
2-7	【事業を推進するための施策の名称】 現任の取組 (事業を推進するための施策の概要)	【脆弱性評価結果】										
2-7 【医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 （その規模が様々な自然災害による発生直後から必要な救助・救急医療活動等が迅速に行われ	(医療施設の備置強化等) 134. 施設の前置化やスプリンクラーの設置	○ 本村は地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。			○ 本村は地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。	相良村 事業所等					保健福祉課	
	(BCP等の作成) 135. BCP及び病院防災マニュアル作成促進等	【災害時の医療体制の整備】 ○ 本村は地震発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。			○ 本村は地震発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。	相良村 事業所等					保健福祉課	
	(広域災害医療情報システム(EMIS)の活用) 136. EMISの登録促進、システム操作等の研修・訓練実施	○ 本村は地震発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。			○ 本村は地震発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。	相良村 事業所等						保健福祉課
	(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 138. 非常用電源や受水槽などの設備整備促進	○ 本村は地震発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。			○ 本村は地震発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。	相良村 事業所等						保健福祉課
	(医療救護活動の体制整備) 139. 救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用強化等	○ 本村は地震発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。			○ 本村は地震発生時、医療施設の倒壊や火災により、患者の避難先となる支那の存在が拡大し、施設の稼働も停止し、自衛隊の支援を受けることが困難な状況にあることから、自衛隊の備置強化や消防活動の推進が必要である。	相良村						保健福祉課

事前に備えるべき目標	3-1	【事態を回避を回避するための施策の名称】		脆弱性評価結果	【対応方策 (今後必要となる取組、施策)】		取組主体、関係機関等	【個別の事業】		重点項目	担当課
		現在の取組 (事態を回避するための施策の概要)	再掲		※具体的取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	現状態		重点事項 (年度)	目標値		
3	3-1	留置施設からの被収容者の逃亡、職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化		留置施設からの被収容者の逃亡、職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化		【対応方策の概要(推進方針)】					
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発		信号機の全面停止等による重大交通事故の多発		【対応方策の概要(推進方針)】					
	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		【対応方策の概要(推進方針)】					
	3-3-1	(防災拠点施設等の耐火性の強化) 160 庁舎等の耐火構造の強化や空調等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等 161 庁舎等の非常用電源設備整備、電灯や燃料供給に関する施設整備等 162 応急対策や救助活動の拠点となる施設の地域職員局としての確保確保		○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。 ○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。		○ 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停廃を防止するため、庁舎等の非構造部材も含めた耐震化等を実施し、災害発生時に建物に被害が生じないよう、応急対策や救助活動の拠点となる施設の確保を行う。 ○ 災害発生時に、応急対策や救助活動の拠点となる施設の確保を行う。 ○ 災害発生時に、応急対策や救助活動の拠点となる施設の確保を行う。	県 相良村 専門所等			総務課 防災課 教育委員会	
		(業務継続可能な体制の整備) 163 庁舎BOPの高度化、BOPの策定 164 要援対象の指定、県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等見直し 165 ネットワークの強化によるデータ連携等の確保等 166 出張における業務のシステム化とBOPの策定		○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。 ○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。		○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。 ○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。 ○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。 ○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。	県 相良村				総務課
				○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。 ○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。		○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。 ○ 大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期継続する可能性がある。このため、庁舎や職員住宅、又はインフラの確保等が必要である。	県 相良村				総務委員会

実施するべき目標	取組の取組 (事業を回遊するための施策の名称)	再掲	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組 施策)	取組主体 関係機関等	重要業績指標		重点項目	担当課
						現状値	目標値		
3	<p>現任の取組 (事業を回遊するための施策の名称)</p> <p>167 発災直後の職員等の安否確認訓練、災害対応マニュアルの整備等</p> <p>168 自治体の職員等と安否確認訓練、災害対応マニュアルの整備等</p> <p>169 自治体の職員等と安否確認訓練、災害対応マニュアルの整備等</p> <p>170 避難所開設のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関との連携強化</p> <p>171 人事異動前の研修実施、災害対応経路職員の専業体制等整備</p> <p>172 災害時避難所開設等による職員の対応能力の向上</p>	<p>大規模災害時、県及び市の人員体制では、多岐多岐かつ限られた人員で対応が困難な状況下において、自治体の職員等と安否確認訓練を実施することにより、災害時の初期対応に支障を来すおそれがあることから、職員の専業体制及び災害対応体制を整備する必要が強い。</p> <p>【自治体の職員等と安否確認訓練の概要】</p> <p>大規模災害時、県及び市の人員体制では、多岐多岐かつ限られた人員で対応が困難な状況下において、自治体の職員等と安否確認訓練を実施することにより、災害時の初期対応に支障を来すおそれがあることから、職員の専業体制及び災害対応体制を整備する必要が強い。</p> <p>【防災訓練の概要】</p> <p>大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対応を遂行し、十分に連携できないおそれがあることから、災害対応業務の習熟を高める必要がある。</p> <p>大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対応を遂行し、十分に連携できないおそれがあることから、災害対応業務の習熟を高める必要がある。</p> <p>大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対応を遂行し、十分に連携できないおそれがあることから、災害対応業務の習熟を高める必要がある。</p> <p>大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対応を遂行し、十分に連携できないおそれがあることから、災害対応業務の習熟を高める必要がある。</p>	<p>県 相良村</p> <p>県 相良村</p> <p>県 相良村</p> <p>県 相良村</p> <p>県 相良村</p>	<p>※具休の取組内容や事業実施等を実施【実施主体】</p>					総務課

3-4
広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

実施するべき目標	取組の取組 (事業を回遊するための施策の名称)	再掲	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組 施策)	取組主体 関係機関等	重要業績指標		重点項目	担当課
	<p>174 庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの施設物の非構造部材も兼ねた耐震化等</p> <p>175 庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定締結等</p> <p>176 関係機関と連携した対応を行うための関係機関との合同訓練</p>		<p>大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や広域避難所などの指定避難所が被災することにより、被災者の生活支援等に支障を来すおそれがあることから、施設物の耐震性を強化する必要がある。</p> <p>大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や広域避難所などの指定避難所が被災することにより、被災者の生活支援等に支障を来すおそれがあることから、施設物の耐震性を強化する必要がある。</p> <p>大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や広域避難所などの指定避難所が被災することにより、被災者の生活支援等に支障を来すおそれがあることから、施設物の耐震性を強化する必要がある。</p> <p>大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や広域避難所などの指定避難所が被災することにより、被災者の生活支援等に支障を来すおそれがあることから、施設物の耐震性を強化する必要がある。</p>	<p>大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や広域避難所などの指定避難所が被災することにより、被災者の生活支援等に支障を来すおそれがあることから、施設物の耐震性を強化する必要がある。</p> <p>大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や広域避難所などの指定避難所が被災することにより、被災者の生活支援等に支障を来すおそれがあることから、施設物の耐震性を強化する必要がある。</p> <p>大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や広域避難所などの指定避難所が被災することにより、被災者の生活支援等に支障を来すおそれがあることから、施設物の耐震性を強化する必要がある。</p> <p>大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や広域避難所などの指定避難所が被災することにより、被災者の生活支援等に支障を来すおそれがあることから、施設物の耐震性を強化する必要がある。</p>	<p>県 相良村</p> <p>県 相良村</p> <p>相良村 関係自治体</p>				総務課

【対応方策の概要(推進方針)】

期に 備える べき 目標	起す べき 緊急の事 態	(事態を回避を回避するための対策の名称) 現在の取組 (事態を回避するための対策の概要)	時期	脆弱性評価結果	対応方針 (今後必要となる取組 施策) 【対応方針の概要(推進方針)】	取組主体・ 関係機関等	重要業績指標		担当課	
							現状値	目標値		時点 (年度)
4-1	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		<p>脆弱性評価結果</p> <p>○ 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することが予想され、迅速かつ適切な災害対応が困難な恐れがある。このことから、脆弱性評価結果として、災害発生直後において脆弱性評価を徹底して実施する必要がある。</p> <p>【通信手段の機能強化】</p> <p>○ 大規模災害時、通信機能が途絶し、四、県の防災関係機関との連絡が途絶する恐れがあることから、代替手段を含め通信を確保する必要がある。</p> <p>○ 防災行政無線等の通信設備の削減化、電力や燃料の供給に関する協定締結等</p> <p>○ 衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備</p> <p>○ 関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保</p>	<p>取組主体・関係機関等</p> <p>県 相良村 事業者等</p>	<p>現状値</p> <p>100%</p>	<p>目標値</p> <p>100%</p>	<p>時点 (年度)</p> <p>100%</p>	<p>時点 (年度)</p> <p>100%</p>	担当課
4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態			<p>脆弱性評価結果</p> <p>○ 大規模災害時、送達の手遅れや配達不能による重要な郵便物の送達停止の恐れがある。このことから、脆弱性評価結果として、災害発生直後において脆弱性評価を徹底して実施する必要がある。</p> <p>【通信手段の機能強化】</p> <p>○ 大規模災害時、通信機能が途絶し、四、県の防災関係機関との連絡が途絶する恐れがあることから、代替手段を含め通信を確保する必要がある。</p> <p>○ 防災行政無線等の通信設備の削減化、電力や燃料の供給に関する協定締結等</p> <p>○ 衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備</p> <p>○ 関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保</p>	<p>取組主体・関係機関等</p> <p>県 相良村 事業者等</p>	<p>現状値</p> <p>100%</p>	<p>目標値</p> <p>100%</p>	<p>時点 (年度)</p> <p>100%</p>	<p>時点 (年度)</p> <p>100%</p>	担当課
4-3	テレビラジオ放送の中断等により情報伝達できない事態			<p>脆弱性評価結果</p> <p>○ 大規模災害時、テレビラジオ放送の途絶により重要な情報伝達が行えない恐れがある。このことから、脆弱性評価結果として、災害発生直後において脆弱性評価を徹底して実施する必要がある。</p> <p>【通信手段の機能強化】</p> <p>○ 大規模災害時、通信機能が途絶し、四、県の防災関係機関との連絡が途絶する恐れがあることから、代替手段を含め通信を確保する必要がある。</p> <p>○ 防災行政無線等の通信設備の削減化、電力や燃料の供給に関する協定締結等</p> <p>○ 衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備</p> <p>○ 関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保</p>	<p>取組主体・関係機関等</p> <p>県 相良村 事業者等</p>	<p>現状値</p> <p>100%</p>	<p>目標値</p> <p>100%</p>	<p>時点 (年度)</p> <p>100%</p>	<p>時点 (年度)</p> <p>100%</p>	担当課
4-4	大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する			<p>脆弱性評価結果</p> <p>○ 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することが予想され、迅速かつ適切な災害対応が困難な恐れがある。このことから、脆弱性評価結果として、災害発生直後において脆弱性評価を徹底して実施する必要がある。</p> <p>【通信手段の機能強化】</p> <p>○ 大規模災害時、通信機能が途絶し、四、県の防災関係機関との連絡が途絶する恐れがあることから、代替手段を含め通信を確保する必要がある。</p> <p>○ 防災行政無線等の通信設備の削減化、電力や燃料の供給に関する協定締結等</p> <p>○ 衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備</p> <p>○ 関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保</p>	<p>取組主体・関係機関等</p> <p>県 相良村 事業者等</p>	<p>現状値</p> <p>100%</p>	<p>目標値</p> <p>100%</p>	<p>時点 (年度)</p> <p>100%</p>	<p>時点 (年度)</p> <p>100%</p>	担当課

型別と 単位の 並び 目録	起きている 原因の等型	5-1	(事業を回遊するための施策の名称)		再掲	脆弱性評価結果		【対応方策 (今後必要となる取組 施策) (優先順位を考慮した取組 施策)】	取組主体、 関係機関等	個別の事業		重要業績指標		重点 項目	担当課
			現在の取組 (事業を回遊するための施策の概要)	再掲		脆弱性評価結果	再掲			現状値	目標値	時点 (年度)	時点 (年度)		
5-1		5-1	【対応方策の概要(推進方針)】												
5-2		5-2	【対応方策の概要(推進方針)】												
5-3		5-3													
5-4		5-4													
5-5		5-5													
5-6		5-6													
5-7		5-7													
5-8		5-8													
5-9		5-9													
5-10		5-10													
5-11		5-11													
5-12		5-12													
5-13		5-13													
5-14		5-14													
5-15		5-15													
5-16		5-16													
5-17		5-17													
5-18		5-18													
5-19		5-19													
5-20		5-20													
5-21		5-21													
5-22		5-22													
5-23		5-23													
5-24		5-24													
5-25		5-25													
5-26		5-26													
5-27		5-27													
5-28		5-28													
5-29		5-29													
5-30		5-30													
5-31		5-31													
5-32		5-32													
5-33		5-33													
5-34		5-34													
5-35		5-35													
5-36		5-36													
5-37		5-37													
5-38		5-38													
5-39		5-39													
5-40		5-40													
5-41		5-41													
5-42		5-42													
5-43		5-43													
5-44		5-44													
5-45		5-45													
5-46		5-46													
5-47		5-47													
5-48		5-48													
5-49		5-49													
5-50		5-50													
5-51		5-51													
5-52		5-52													
5-53		5-53													
5-54		5-54													
5-55		5-55													
5-56		5-56													
5-57		5-57													
5-58		5-58													
5-59		5-59													
5-60		5-60													
5-61		5-61													
5-62		5-62													
5-63		5-63													
5-64		5-64													
5-65		5-65													
5-66		5-66													
5-67		5-67													
5-68		5-68													
5-69		5-69													
5-70		5-70													
5-71		5-71													
5-72		5-72													
5-73		5-73													
5-74		5-74													
5-75		5-75													
5-76		5-76													
5-77		5-77													
5-78		5-78													
5-79		5-79													
5-80		5-80													
5-81		5-81													
5-82		5-82													
5-83		5-83													
5-84		5-84													
5-85		5-85													
5-86		5-86													
5-87		5-87													
5-88		5-88													
5-89		5-89													
5-90		5-90													
5-91		5-91													
5-92		5-92													
5-93		5-93													
5-94		5-94													
5-95		5-95													
5-96		5-96													
5-97		5-97													
5-98		5-98													
5-99		5-99													
5-100		5-100													

実施すべき目標	(課題を回避・回避するための施策の名称) 現在の取組 (事業を回避するのための施策の概要)	再掲	説明書評価結果	対応方法 (今後必要となる取組/施策)	取得主体・関係機関等	個別の事業		重要業績指標		担当課	
						※具休の取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	現状値	時点 (年度)	目標値		時点 (年度)
機5 大規模な自然災害発生に際しては、経済活動(サプライチェーンを含む)を	229 食料を回遊する事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進 (食庫や事業所における備蓄の促進)	2-1再掲	大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料・飲料水の不足が生じ、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する必要がある。 ○ 大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料・飲料水の不足が生じ、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する必要がある。	○ 大規模災害時、物資の供給が滞り始めるまでの間に、食料・飲料水の備蓄を促進し、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料・飲料水の不足が生じ、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する。	相良村 村民 事業者					総務課	
	230 食料・飲料水の備蓄の促進及び備蓄管理計画の策定 (物資輸送ルートへの確保に向けた連携)	2-1再掲	大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料・飲料水の不足が生じ、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する必要がある。 ○ 大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料・飲料水の不足が生じ、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する。	○ 大規模災害時、物資の供給が滞り始めるまでの間に、食料・飲料水の備蓄を促進し、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料・飲料水の不足が生じ、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する。	相良村 村民 事業者			H30	100% 0% 100% 0% 0% 100% 0% 0% 5% 100%		建設課
	231 茶湯屋の防災機能強化に向けた整備 (災害時の活動拠点等の整備)	2-2再掲	大規模災害時、自衛隊による避難所が確保できないため、大規模災害時に避難所となる茶湯屋の整備が必要である。 ○ 大規模災害時、自衛隊による避難所が確保できないため、大規模災害時に避難所となる茶湯屋の整備が必要である。	○ 大規模災害時、物資の供給が滞り始めるまでの間に、食料・飲料水の備蓄を促進し、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料・飲料水の不足が生じ、被害の拡大を招くことにより、食料・飲料水の確保が困難となることから、食料・飲料水の備蓄を促進する。	相良村 事業所						産業振興課
	(物資・エネルギー供給に不可欠な産業設備)										
	(空港の機能強化)										

起きている 自然災害の 種類	対策を回避する ための施策の名称	実施の取組 (事業を回避するための施策の概要)	再掲	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組(施策) 【対応方策の概要(推進方針)】	取組主体 関係機関等	重要業績指標			担当課		
							現状値	目標値	時点 (年度)			
6-1	大規模自然災害発生後であっても、生活、経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	電力共有ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止										
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)	236 電力事業者と平時からの連携強化	○ 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村 事業者						
		(防災拠点等への電力供給の確保)	237 自立・分散型エネルギーの導入	○ 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することにより、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、自立・分散型エネルギーの導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
		(防災拠点等への電力供給の確保)	238 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村 事業者						
		(電気、ガスBCPの策定)	239 電力事業者及びガス事業者におけるBCPの策定の促進	○ 大規模災害時、電力及びガスの供給・貯蔵設備の被災により、供給が停止するおそれがあることから、災害時の対策を図る必要がある。	○ 大規模災害時の電力及びガス供給の確保に必要となるエネルギー供給の長期間停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画(BCP)策定に向けた取組を促進する。	相良村 事業者						
		(節水・節電設備の導入)	240 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
6-3	大規模自然災害発生後であっても、生活、経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	(節水・節電設備の導入)	241 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
		(節水・節電設備の導入)	242 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
		(節水・節電設備の導入)	243 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
		(節水・節電設備の導入)	244 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
		(節水・節電設備の導入)	245 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
6-4	大規模自然災害発生後であっても、生活、経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	(節水・節電設備の導入)	246 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村 事業者						
		(節水・節電設備の導入)	247 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
		(節水・節電設備の導入)	248 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
		(節水・節電設備の導入)	249 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						
		(節水・節電設備の導入)	250 節水・節電設備の導入	○ 大規模災害時、節水・節電設備の導入により、電力供給が途絶した場合、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、節水・節電設備の導入による電力供給の確保を図る。	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力供給が途絶した場合、防災拠点、避難所や医療機関等の避難維持に必要となる電力を確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連携体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	相良村						

期別 並びに 重点 項目	担当課	重要業績指標		取組主体・関係機関等	個別の事業 ※具体的取組内容や事業箇所等を記載（実施主体）	現状値	目標値	時点 (年度)	重点 項目	
		時点 (年度)	目標値							
6-3	6	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	【対応方策の概要（推進方針）】	相良村	相良村				建設課	
6-4	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	【対応方策の概要（推進方針）】	相良村	相良村					建設課
				相良村	相良村					建設課
				相良村	相良村					建設課
				相良村	相良村					建設課
6-5	6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶	【対応方策の概要（推進方針）】	県 相良村	県 相良村					総務課
				県 相良村	県 相良村					総務課
				県 相良村	県 相良村					建設課
				県 相良村	県 相良村					保健衛生課 建設課

期別並びに重点項目 6-3 6-4 6-5

担当課 建設課 建設課 建設課 建設課 総務課 総務課 建設課 保健衛生課 建設課

重要業績指標 時点(年度) 目標値 時点(年度) 重点項目

取組主体・関係機関等 個別の事業 ※具体的取組内容や事業箇所等を記載(実施主体)

現状値 目標値 時点(年度)

【対応方策の概要(推進方針)】

【対応方策の概要(推進方針)】

【対応方策の概要(推進方針)】

【対応方策の概要(推進方針)】

実施すべき最急の事項	7-1	(事態を回避を回避するための施策の名称) 現在の取組 (事態を回避するための施策の概要)	再発	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組 施策) 【対応方策の概要(推進方針)】	取得主体・関係機関等	重要業績指標		担当課
							現状値	目標値	
7-1 市街地での大規模火災の発生 抑制不能な二次災害を発生させない	7-1	(住宅密集部における火災の抑制) 252 専車等を使用した道路、公園等の整備、火災に強く安全なまちづくり 253 感度センサーや防災物品、住宅用火災警報器等の普及 (消防の災害対応能力の強化) 254 消防人員の確保及び救助用資機材の整備・充実等 (県内消防団の活用) 255 県内消防相互応援協定締結計画に基づいた相互応援体制づくり (自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援体制の導入体制の整備) 256 県外からの応援体制の導入体制の整備、応援体制と自衛隊の専門的役割分担のルール化や訓練等 257 警察及び消防における応援体制の整備・強化 258 応援体制導入のため、前線の活動拠点の複数確保等 (消防団における人員、資機材の整備促進) 259 消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援方策 270 消防団の資機材の整備促進	1-4再発 2-4再発	<p>○ 大規模火災発生時、住宅密集部では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集部における火災の発生防止対策や、家庭・事業所等における防火対策等を実施する必要があります。</p> <p>○ 大規模火災発生時、発生・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、二次災害の発生につながるおそれがあることから、消防活動の迅速な対応を確保するための取組を実施する必要があります。</p> <p>○ 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができていないおそれがあることから、県内の他消防本部からの応援体制の推進、充実を行う必要がある。</p> <p>○ 大規模火災発生時、発生・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、二次災害の発生につながるおそれがあることから、消防活動の迅速な対応を確保するための取組を実施する必要があります。</p> <p>○ 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができていないおそれがあることから、県内の他消防本部からの応援体制の推進、充実を行う必要がある。</p> <p>○ 大規模火災発生時、発生・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、二次災害の発生につながるおそれがあることから、消防活動の迅速な対応を確保するための取組を実施する必要があります。</p> <p>○ 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができていないおそれがあることから、県内の他消防本部からの応援体制の推進、充実を行う必要がある。</p>	<p>○ 大規模火災の危険性が強い住宅密集部の改善を図るため専車等を活用し、避難経路確保や避難の遅延を防止し、避難の危険性が強い老朽建築物の修繕等を行い、安全性を確保し、土壌利用を促し、災害に強く耐えられるようなまちづくりを実施する。</p> <p>○ 大規模火災発生時、発生・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、二次災害の発生につながるおそれがあることから、消防活動の迅速な対応を確保するための取組を実施する必要があります。</p> <p>○ 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができていないおそれがあることから、県内の他消防本部からの応援体制の推進、充実を行う必要がある。</p> <p>○ 大規模火災発生時、発生・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、二次災害の発生につながるおそれがあることから、消防活動の迅速な対応を確保するための取組を実施する必要があります。</p> <p>○ 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができていないおそれがあることから、県内の他消防本部からの応援体制の推進、充実を行う必要がある。</p>	県 相良村 事業所			総務課 建設課
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 (津波BCPの策定・活用)	7-2	(石浜コンビナート火災等に対する体制の整備)	2-4再発	<p>○ 消防本部は人員が限られ、複合災害で同時に発生した災害が発生するおそれがあることから、地域の消防力の強化を図るため、消防団の組織及び資機材の整備を図る必要がある。</p> <p>○ 消防本部は人員が限られ、複合災害で同時に発生した災害が発生するおそれがあることから、地域の消防力の強化を図るため、消防団の組織及び資機材の整備を図る必要がある。</p>	<p>○ 地域の防災力の強化を図るため、雇工団体系等への情報提供や訓練等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や準備に応じた特定の活動員の確保・支援策等に取り組む。</p> <p>○ 消防団の災害対応能力向上のため、県による補助や間の無償貸与制度及びその他各種団体系等の活用等を活用した資機材の整備を促進する。</p>	県 相良村 事業所			総務課 消防
7-3 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	7-3	(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)	274 主要道路沿いの建築物の耐震化等 275 応急危険度判定等を実施できる人材の確保・育成 (交通安全協会の耐震化等)	3-5再発	<p>○ 大規模地震発生時、沿道建築物の倒壊による通行空間の確保を図るため、沿道建築物の耐震化を図るとともに、沿道建築物の倒壊による通行空間の確保を図るため、沿道建築物の耐震化等を実施する必要がある。</p> <p>○ 大規模地震発生時、沿道建築物の倒壊による通行空間の確保を図るため、沿道建築物の耐震化を図るとともに、沿道建築物の倒壊による通行空間の確保を図るため、沿道建築物の耐震化等を実施する必要がある。</p>	県 相良村 事業所			建設課

実施年度 実施の時期	(事業を推進するための施策の名称) 現在の取組 (事業を推進するための施策の名称)	再掲	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体・ 関係機関等	重要業績指標			担当課	
						現状値	時点 (年度)	目標値		時点 (年度)
8	大規模自然災害発生後であるにもかかわらず、地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する (事業を推進するための施策の名称) (消防団における人員、資機材の整備促進) 327 消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策 328 消防団の資機材の整備促進 (警察活動に当たる県外からの応援団員の受け入れ体制の整備) 329 県外からの応援団員の受け入れ体制の強化、部隊の活動拠点の確保促進等	2~4年掲 3~4年掲	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は人員が限られ、補助団員で団員に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の消防力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。 大規模災害時は、救出活動等を優先的に実施する必要があるが、応援団員に発生する災害は地域的に不足するおそれがあることから、県外からの応援団員の受け入れ体制を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の消防力の強化を図るため、第二階層団員等の確保や消防団員活動に対する企業等の理解促進を図るとともに、地域の消防力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る。 消防団の災害対応力向上のため、県による補助金の活用及びその他各種団員等の活動等を活用した対応における資機材の整備を図る。 大規模災害時に、救出活動等を優先的に実施するため、県外からの応援団員の受け入れ体制を整備する必要がある。応援団員の受け入れ体制の整備を図る。 	国 県 相良村 事業者 県 相良村	※具体的な取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】				

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

実施年度 実施の時期	(事業を推進するための施策の名称) 現在の取組 (事業を推進するための施策の名称)	再掲	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体・ 関係機関等	現状値	時点 (年度)	目標値	担当課
	(迅速な復旧・復興に向けた取組整備) 330 村内及び近隣市町村とを結ぶ主要道路の整備 331 近隣市町村と地域を結ぶ道路の整備及び維持管理、橋梁等の新築化、道路空間の確保 (迅速な復旧・復興に向けた取組整備) 332 鉄道線路の復旧可能性強化、地域鉄道が被災した場合の早期復旧や代替公共交通機関の確保 (災害時の交通(安楽河津) 334 迅速な道路交通情報提供の把握や提供を行う体制整備等 (地域調整の促進) 335 地盤調査事業の促進による土地境界等を明確化		<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の道路・鉄道の被害発生により復旧・復興が遅れる事態が生じるおそれがあるため、主要道路の整備、橋梁等の新築化、道路空間の確保を図る必要がある。 大規模災害時の鉄道線路の被害発生により復旧・復興が遅れる事態が生じるおそれがあるため、鉄道線路の復旧可能性強化を図る必要がある。 大規模災害時、交通情報や交通機関の確保に協力し、早期に復旧・復興が実現できるように、迅速な道路交通情報提供の把握や提供を行う体制を整備する必要がある。 土地境界が不明確である、関係する土地の境界提示に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地盤調査の促進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 村内における災害時の復旧・復興の被害発生を防止するため、村内及び近隣市町村とを結ぶ主要道路の整備、橋梁等の新築化、道路空間の確保を図る。 大規模災害時の鉄道線路の被害発生を防止するため、国、県や近隣市町村と協働して、鉄道線路の復旧可能性強化を図るとともに、鉄道線路の復旧や代替公共交通機関の確保を図る。 大規模災害時、交通情報や交通機関の確保に協力し、早期に復旧・復興が実現できるように、迅速な道路交通情報提供の把握や提供を行う体制を整備する。 大規模災害時、交通情報や交通機関の確保に協力し、早期に復旧・復興が実現できるように、迅速な道路交通情報提供の把握や提供を行う体制を整備する。 大規模災害時、交通情報や交通機関の確保に協力し、早期に復旧・復興が実現できるように、迅速な道路交通情報提供の把握や提供を行う体制を整備する。 	国 県 相良村 事業者 相良村 相良村	①100% ② 0% ③ 10% ④100% ⑤ 0% ⑥ 0% ⑦ 0% ⑧ 5% ⑨100%	H30 R10	①100% ②100% ③ 30% ④100% ⑤100% ⑥100% ⑦100% ⑧ 50% ⑨100%	建設課 建設課

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

実施年度 実施の時期	(事業を推進するための施策の名称) 現在の取組 (事業を推進するための施策の名称)	再掲	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体・ 関係機関等	現状値	時点 (年度)	目標値	担当課
	(浸水対策・高水対策) 336 浸水対策等による浸水被害、排水設備の整備等による浸水被害対策		<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の浸水被害発生による浸水被害、排水設備の整備等による浸水被害対策を推進する必要があるため、浸水対策の促進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の浸水被害発生による浸水被害、排水設備の整備等による浸水被害対策を推進する必要があるため、浸水対策の促進を図る必要がある。 	国 県 相良村				建設課